

有為の青少年に対し、学資金給与の途を開くもの(喜多、275頁)、と説明する⁽²⁾。③またその費用について、1883、4年に宮内省、文部省が「下賜」「下付」したアイヌ教育の「資金」をもとにする「全道旧土人教育資金」から支出されるものであると指摘し、「奨学資金」が「天恩」のためのものであり、「下賜」金の活用という「明治十六以来の懸案たる問題」が「漸く解決を見た」(喜多、275頁)ことを述べている⁽³⁾。

筆者が先に「奨学資金」制度に触れた際には、1920～30年代における、「近代アイヌ教育制度」の漸次的廃止、「北海道旧土人保護法」改正準備の進行、アイヌの言論活動の活発化とそこにおける教育要求・教育政策批判の展開、といったアイヌ教育政策史上の流れの中に位置づけてその創設を取り上げた。しかしこのときは、①当時のジャーナリズムや為政者の文言に「聖恩」とアイヌの「感激」を喧伝する論調を見ることができ、②上記の通牒は受給者に「実業学校」への進学と「同族部落ノ指導者」たるべきことを求めている(前掲通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」)ことを挙げ、それは同時代のアイヌの教育要求とは距離があったのではないかという指摘を行なったにとどまる⁽⁴⁾。

* * *

以上を除けば、近年の研究も含めて、「奨学資金」の存在に触れるもの⁽⁵⁾はあっても、具体的な言及のある歴史叙述はほとんど見られない。もちろんこのことは、「奨学資金」制度をめぐる問題の研究主題としての意義が小さいことを意味するのではなく、ただでさえ蓄積の乏しい近代アイヌ教育史研究が、その中でも特設アイヌ学校を中心とした初等教育を主たる対象としてきたこと、従ってその廃止が進行する1930年代以降に焦点を合わせることが少なかったこと、という研究史の反映にすぎない。「奨学資金」とそれをめぐる諸問題の検討は、もとよりそれ自体として経緯の解明を要する事象であると同時に、当該時期におけるアイヌの教育への意識、態度と近代天皇制下のアイヌ教育政策の動向、およびそれらの相克の考察に通じる課題だと筆者は考えている。

(2) この引用箇所の文言は、北海道庁学務部長通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」1931年6月8日、各支庁長各市長宛て、学社第944号とはほぼ同じものである。喜多の著作は「奨学資金」制度創設後間もない時期のものであり、同時代の官庁刊行物として読むべきものでもあろう。

「給与規程」およびこの通牒の条文については北海道庁『北海道旧土人保護法関係法規』(発行年不明、1935～36年か。北海道大学附属図書館北方資料室ほか所蔵)23～25頁、小川『近代アイヌ教育制度史研究』北海道大学図書刊行会、433～434頁、および河野本道選『対アイヌ政策法規類集』北海道出版企画センター、1981年、285～288頁、を参照。

(3) この「資金」は、1883年に宮内省がアイヌ教育の「資金」として函館、札幌、根室の三県に「下賜」した1,000円と、翌年文部省がその「御主意」を「察」するかたちをとり三県に下付した2,000円をもとにしたもので、「恩賜」を“呼び水”にして資金を募り、学校の設置などを進めようとする構想に基づいていた。しかしその後使用されることなく北海道庁の保管するところとなり、「北海道旧土人保護法」(1899年法律第27号、3月2日公布)制定後は同法第10条にもとづく「北海道旧土人共有財産」に組み込まれた(1899年10月31日北海道庁令第93号により指定)。「全道旧土人教育資金」という名称はこのときの庁令の中で用いられたものである。指定時の金額は利子を合わせ6千余円であった。この「資金」の「下賜」「下付」の経緯やその後の三県・道庁の対応、およびそれらに関する筆者の理解については、小川「1883年におけるアイヌ教育「資金」の「下賜」「下付」について」『日本の教育史学』第42集、教育史学会、1999年10月、参照。本稿は、この論文を承けて、「恩賜」の「資金」のその後の運用の様態を検討するものでもある。

(4) 前掲小川『近代アイヌ教育制度史研究』、347～348頁。

(5) 例えば東京都立大学人文学部小沢ゼミ「差別と侵略の教育史年表」『人文学報』240、1993年3月。

しかし従来の諸研究は、筆者の仕事も含めて、いずれも法令等の字句や断片的な資料に依拠した記述であり、創設の背景や制度の意味についての指摘も、仮説的あるいは概括的なものとどまる。

「恩賜」の喧伝に関する指摘も、それだけでは天皇制イデオロギーの「注入」をいうのみでしかない。本論文では、公文書、統計書・報告書などの官庁刊行物、学校文書、新聞・雑誌記事を主たる資料に、「奨学資金」制度の成立の背景、制度運用の実態、制度の変遷、などの基礎的事実を解明することを第一の課題とし、従来の研究が述べる諸論点を再検討するとともに、「恩賜」をうたった「奨学資金」制度とアイヌの教育要求との相克を考察することを第二の課題とする。

II 「北海道旧土人奨学資金給与規程」の制定

2-1 制定の背景

「給与規程」の制定過程に関する直接の資料は管見の限り確認できなかった。以下に制定の背景ないし基盤として筆者が考える論点を列挙し、検討する。

2-1-1 「北海道旧土人保護法」第7条の“空文化”

考えられる論点の一つとして、「給与規程」に先行するアイヌ児童に対する学資補助の制度であった、「北海道旧土人保護法」第7条による「貧困ナル者」の「子弟」に授業料を給与する規定との関係がある⁽⁶⁾。

尋常小学校の授業料については、既に第三次小学校令(1900年勅令第344号)において徴収しないことを定めていた⁽⁷⁾が、本州以南に比べ町村の財政基盤が比較的脆弱とされた北海道ではその後も、「特別ノ事情」のある町村での小学校での授業料徴収を認めてきた⁽⁸⁾。しかし授業料を徴収する市町村立尋常小学校の数は、既に1915年度の時点で82校と僅かであり、1931年度からは北海道内の尋常小学校で授業料を徴収する尋常小学校は零となった⁽⁹⁾。

「北海道旧土人保護法」第8条は、第4条から第7条までの施策に「要スル費用」には「北海道旧土人共有財産ノ収益」を充てること(不足の場合にのみ国庫から拠出すること)を定めていた。そして北海道庁は、「全道旧土人教育資金」の「財産ノ性質及目的」を、「貧困ナル就学児童ニ学校

(6) 「北海道旧土人保護法」第7条：「北海道旧土人ノ貧困ナル者ノ子弟ニシテ就学スル者ニハ授業料ヲ給スルコトヲ得」

この規定は、同法第9条にもとづく小学校以外の小学校に就学するアイヌ児童を対象としたものである。

(7) 第三次小学校令第57条：「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ス〔中略〕特別ノ事情アルトキハ府県知事ノ認可ヲ受ケテ市町村立尋常小学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルコトヲ得」

(8) 「市町村立尋常小学校ニ於テ授業料ヲ市町村小学校ニ於テ制限外授業料ヲ徴収スル場合ニ関スル件」(1922年9月北海道庁訓令108号)などの規定がある。

(9) 各年度の『北海道庁統計書』による。1915年の82校は「五、六学年ノ児童ヨリ徴収スルモノ」41校、「全部ノ児童ヨリ徴収スルモノ」41校の合計。徴収していた学校も、多くは小樽、札幌、函館などの都市部である。この時期のアイヌ人口の分布から考えて、アイヌの児童の通う尋常小学校で授業料を徴収していたところは少なかったろう。

用具ヲ給与スル等就学奨励ノ資ニ充ツルモノトス」と規定していたが⁽¹⁰⁾、上述のようなこの事態は、この「目的」の位置を相対的に低めることにも繋がったであろう。

授業料を徴収する尋常小学校は1910年代には僅かになっていたのだから、この問題が直接に1931年時点での「奨学資金」創設の起因になったとは考えにくい。だが「全道旧土人教育資金」をかかえる道庁としては、小学校の授業料給与や「就学奨励」に替わる「目的」が必要になったろうことは指摘できよう。

2-1-2 アイヌの高等小学校、中等諸学校等への進学者の動向

「奨学資金」の対象となる、高等小学校ひいては中等教育階梯（以上）へのアイヌの進学者の動向を概観する。ただし管見の限り、このことに関しては『北海道庁統計書』などに関係する統計の掲載はなく⁽¹¹⁾、得られたのは以下に掲げる断片的な統計や報道記事によるデータに過ぎない。

北海道庁第二部教育課発行の『明治三十九年五月 北海道旧土人児童教育ノ現在』は、アイヌ児童の高等小学校進学について「混血児童数名ヲ除ク外全道ニ之ヲ認ムルコトナシ」、さらに「中学校、高等女学校ニアリテ未ター一人ノ旧土人生徒ノ入学ヲ觀ス」と述べ、進学者はきわめて稀であるとしている⁽¹²⁾。しかし1910年代以降には下記のようなデータがあり、進学者が増加しつつあることをうかがえる。

(10) 前掲1899年北海道庁令第93号。この庁令はその後1924年2月に改正される（北海道庁令第19号）が、このとき「全道旧土人教育資金」については変更はないが、「給与規程」制定を前にした1931年4月5日付北海道庁令第18号によりこの箇所を「修学奨励及育英ノ資ニ充ツルモノトス」と改めている（このことは、遅くともこの年の4月までには制度創設は準備されていたことを示唆する）。

なお、「給与規程」制定以前においてこの「資金」からの予算がそのまま「北海道旧土人保護法」第7条の経費となったかは確かめられなかった。

(11) 『北海道庁統計書』が掲載するアイヌ教育関係の統計数値は、概して学齢児童と就学者数のみであり、高等小学校以上の階梯の教育に関する統計を見ることができない。このような官庁統計の状態は、為政者のこの問題に対する関心の所在の指標と解すべきだろう。

(12) 『明治三十九年五月 北海道旧土人児童教育ノ現在』北海道庁第二部教育課、巻頭の記述には、本書は「本道旧土人児童教育調査委員北海道師範学校教諭岩谷英太郎氏ノ調査報告」だとある。なお1906年度におけるアイヌの学齢児童中の尋常小学校卒業者は359名である。ただし、ここでの記述はあくまで道庁の把握した範囲であり、実際にはこれ以外の進学者が存在する可能性があることも留保しておきたい。またこの記述は高等小学校から中等学校へといういわゆる普通教育における進学に関するもので、実業教育等を視野に含めるとこの時期でも進学者の存在を若干ながら確認することができる。この資料中にも師範学校進学者は「現ニ在学中ノ生徒二名」がいて述べている（教員養成機関への進学については、小川「北海道旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」下のアイヌ教員『北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要』2号、1996年3月、参照）し、この他では例えば北海道旧土人教育会の経営になる実業補習学校虻田学園（1904年開校、1905年実業補習学校に組織変更、1910年休校、尋常小学校卒業者を対象とした）では1905年度の在學生は19名を数える（白井柳治郎「虻田の旧土人教育」『北海道教育史 全道編3』による）。

また付言すれば、「混血児童」という枠組みを教育の「成果」の測定に持ち込む記述は、この資料のほかにも当時の記録でしばしば見ることができるが、そのような認定の“正確さ”への留保もさることながら、やはり留意すべきは「混血」が否かが測定の指標になるという認識の問題であろう。

- ・「本道旧土人の子弟にして本年〔1914年〕六月現在における中等学校在学者数」として、
庁立中学校3 私立同2 同実業校1 同高等女学校1 市町村立高等女学校1 私立高等女学校1 計9
「卒業者数」は 庁立師範学校2 庁立高等女学校1 市町村立高等女学校1 私立高等女学校1 計5⁽¹³⁾
- ・1912年から1916年までの尋常小学校卒業生の職業別調査の中での「高等科在学」
男28 女3 計31 (卒業生総数553名)⁽¹⁴⁾

後者から概算すると、このころの尋常小学校を卒業したアイヌ児童の高等小学校進学率は10%程度ということになるろうか⁽¹⁵⁾。同じ時期の調査にもとづき道庁が発行した『旧土人に関する調査』では、尋常小学校卒業者に関する概況を記す中で「稀には高等小学校を卒業し」という書き方をしている⁽¹⁶⁾。

1920年代以降については例えば以下のようなデータがある。

- ・1925年末現在調査における「中等程度以上の教育を受けたる者」の人数
高等商業学校1 (在学中) 中学校1 (卒業) 女学校1 (卒業) 女子職業学校1 (卒業)
農学校2 (在学中) 計6⁽¹⁷⁾
- ・1930年7月現在における「中等学校以上の教育あるものの調査」
中等学校 卒業 男5 在学 男6女2 小計8 専門学校在学 男2 大学卒業 男1
計16⁽¹⁸⁾
- ・1925年の河西支庁管内(現十勝支庁管内)の小学校卒業者についての新聞記事
「本年十数名の卒業中八名は高等小学校に入学してゐる」⁽¹⁹⁾

(13) 河野常吉による新聞記事スクラップ、紙名記載なし、1914年7月31日付け、河野『アイヌ教育』、北海道立図書館所蔵河野常吉資料(H094-ko-504)による。なお、学校の種別名などは引用資料中の表記に従った。以下同じ。

(14) 同前河野『アイヌ教育』。ただし職業別の人数の合計は542名で総数とは合わない旨の注記がある。

(15) 『北海道教育史 総括編』の統計から概算すると、同じ時期の全道平均は25%程度である。

(16) 『旧土人に関する調査』北海道庁、1919年、7頁。

(17) 『北海道旧土人概況』北海道庁、1926年、72頁。ただし内訳には日高支庁など数支庁分しかなく、全道的な数値ではない可能性もある。

(18) 「旧土人教育状況写真」『北海道教育』第158号、北海道連合教育会、1931年10月。同じ時期には以下のような新聞記事もある。

「中等学校を卒業したものの十四名(内一名立大神学部) 在学中のもの十五名一高一名、小樽高商一名等多士済々」(「土人保護法改善」『十勝毎日新聞』1930年6月24日付)

「中等程度以上の教育を受けたる者及び中等学校以上の学校に在学中の者すでに二十余名」(「旧土人保護法の矛盾性」『小樽新聞』1930年12月2日付)

(19) 「旧土人の教育程度益々向上す」『十勝毎日新聞』1925年7月3日付。

高等小学校への進学は、上記の新聞記事ほどの割合が一般的だったとまでは言い難い⁽²⁰⁾としても、稀なことではなくなりつつあることを推測できよう。またこのことは、こうした進学の可否がより多くの者にとって現実的な問題となったことをも推測させる⁽²¹⁾。

尋常小学校への就学については、特設アイヌ学校の設置をはじめ、いくつかの就学督励策を見ることができ、高等小学校以上の階梯については為政者によるアイヌに対する特段の督励策は確認できないので、これらの進学者は概ね、当事者たるアイヌの意志を反映したものと見てよいだろう。このような動向が、進学者に対する支援制度を要求する基盤となっていたらうことは推定できよう⁽²²⁾。

ここで北海道内における中等教育機関の拡大の様子を概観する。中学校と商業学校を例に学校数と生徒数の推移を見ると次のとおりである⁽²³⁾。

中学校							商業学校					
年	1900	1910	1915	1920	1925	1930	1900	1910	1915	1920	1925	1930
学校数	2	4	7	9	20	20	1	2	3	5	7	7
生徒数	741	2,115	2,824	4,019	10,788	12,568	126	622	945	1,720	4,226	5,081

(20) 特設アイヌ学校の一つ上貫別尋常小学校（現平取町内）の記録によれば開校（1905年度）以降最初の上級学校進学者は1914年度（2名）、以後1930年度までの間に1923、27、28年度に各1名を数えるに過ぎない。1921年から30年までの10年間の卒業生は49名おり、この時期の進学率は6%強である（『昭和六年三月三十一日現在 学校要覧 上貫別尋常小学校』による）。同校は姉去（現新冠町内）から自然条件の厳しい山間部である上貫気別への強制移住という歩みをたどった地域の学校であり、進学の条件を他の地域と一概に対比することは難しいという面もある。しかし平取尋常高等小学校における高等科在学児童中のアイヌ児童の割合を見ても、1920年度21名中3名、21年度35名中4名、22年度33名中1名、23年度44名中2名、24年度50名中3名、25年度47名中6名、となっている。同校高等科には高等科を有しない近隣の尋常小学校からの進学者を含むため単純な計算は難しいが、1920年時点での尋常科の在学児童の割合（175名中アイヌ児童は38名）と比べるとこの時期のアイヌ児童の進学率は高くみて10%程度とならう（『第二号 沿革誌』平取尋常高等小学校、による。1926年度以降の統計はこの資料には掲載されていない）。

(21) 例えば小川佐助（1905年生まれ）の次のような回想は、実際には進学しなかった者も含めた進学希望者の広がりやを想像させる。

「俺が尋常六年卒業したと同時に、西舎（現浦河町内）で高等小学校ができたもんだ。だから、なにがなんでも高等科へはいりたいんだな。けども家は貧乏だし、俺自身もずいぶん考えたよ、その時は。けど、なんとかしてはいりたいと思って無理矢理にはいったようなもんだ。

そして高等二年の一学期だけでね〔中略〕家の財政が一番肝心なもんだし、夜学に行けばいいわ、と思って〔高等科をやめて〕ずっと夜学に行ったんだよ（『エカシとフチ』札幌テレビ放送、1983年、68頁）

(22) とはいえ註20でも述べたように、シャモと比較した場合の進学率は低く、例えば公私立中学校の全道の生徒数は1930年度で約12,600名におよび、アイヌの在学者は上記の諸資料の数値だと0.1%にも満たない。またアイヌの学齢児童総数から推測すれば中等学校への進学率は1%程度であり、上記註21のような“分母”の広がりという面はあるにせよ、上級学校への進学という問題はあくまでも限定された者をめぐることではない、という面は根強いだろう。このことは、次に述べる言論活動の担い手の分布の問題とも連関していることだろう。

この時期のアイヌの生活状態については詳述しないけれども、官庁統計などによる限り経済的な条件は依然として厳しいと推測でき（前掲小川『近代アイヌ教育制度史研究』315～318頁）、進学に際して奨学制度を必要とする基盤の一つはここにあったことは確かだろう。

(23) 『北海道教育史 総括編』による。商業学校の統計には乙種（尋常小学校卒業生対象）を含む。

特に1915～25年での増加がめざましい。この傾向は他の府県でも概ね同様であり、日本国内における産業構造や就業構造の変化と、そうした社会における高等小学校卒業や中等学校卒業という“資格”が持つ意味が大きくなったことを示唆している。敢えて図式化して表現すれば、初等教育での就学率がシャモと比肩するようになったそのころに、シャモの社会ではより高次の教育階梯への進学が拡大していた、という状態を描くことができよう。次項で概観するアイヌの教育要求は、このような社会状況のもとにあったのである。

2-2-3 アイヌの「中等教育」要求

この時期活発になったアイヌの言論活動の中に、高等小学校や中等階梯以上の学校教育への要求を見ることができる。この動向について、アイヌによる著作物等の記述・記録を例に紹介し、論点の特徴を検討する。

管見の限りでは、早くは武隈徳三郎『アイヌ物語』(1918年)が、「旧土人小学校を優等にて卒業し、進んで中等学校に入らんと欲するものには、保護費又は旧土人共有財産の収益を以て、奨励的に入学せしむ可し」との意見を表明している⁽²⁴⁾。遼星北斗は、当時彼を支援していた後藤静香に宛てた手紙の中で、「コタンに浴場を建てたい」「土人学校所在地に幼稚園設置」「アイヌ青年連盟雑誌出版」といった項目とともに「札幌に勤労中学校」との希望を披瀝している⁽²⁵⁾。1931年、札幌市にて開催された「全道アイヌ青年大会」では、教育に関する問題は議論の焦点の一つであり、その終了後に「代表」が道庁に提出した「建議事項」の中には「第六」として「旧土人共有財産中二万円に近い教育資金を高等小学校の授業料に宛て余分を中等教育の奨学資金とされたし」⁽²⁶⁾という要求がある。いずれも進学者に対する「奨学」を求めるものであるが、教育の普及や生活条件の改善などと併せて構想していること、「勤労中学校」の考えや、中等教育よりも高等小学校進学の補助を優先する考えなど一部のエリート的な進学者についてではなくより幅広い修学を希求する要素を盛り込んでいること、「保護費」「共有財産」など施策の財源を具体的に指示していること、に着目しておきたい。

この問題に関する議論をとりわけ多く見ることができるのは、聖公会に属したジョン・バチェラーを団長として組織された「アイヌ伝道団」(のち「アイヌ教化団」)の機関誌『ウタリグス』誌上である。記事・論説の例を示すと下記のようなものである。

(24) 武隈『アイヌ物語』富貴堂、1918年、60頁、武隈が「今後の教育に就きて」述べた意見の一つである。

(25) 遼星北斗の「日記」に記された書簡の控え。1927年8月16日。『遼星北斗遺稿 コタン』草風館、1995年、による。

(26) 「旧土人の保護を叫び道庁へ陳情に出る」『小樽新聞』1931年8月5日付。この大会およびそこの議論については本研究紀要掲載の山田伸一氏の論考、および小川正人・山田伸一編『アイヌ民族 近代の記録』草風館、1998年、における同氏による解題を参照のこと。

- ①「〔前略〕意味深いお金〔死去した者の弔慰料〕が献げられたので、嬉し涙を以て受入れ、中等教育資金に加入いたしました。〔後略〕」⁽²⁷⁾
- ②「各地方にウタリの共有財産がある筈であります。また道庁にはアイヌの教育資金として六万ばかりある由であります。其の由なものを利用致しましてウタリのために中等学校を建設しウタリの子を教養するやうにするのも意味のあること、思ひます」⁽²⁸⁾
- ③「之はウタリのものです。
私たちに是非一つなくてはならぬ学校です。
是非建てたいと念願して居る中等学校の
幻でございます。
ウタリのものです。
ウタリ自身で建てなければなりません。
同じ願いのウタリが心をこめて建てませう。
協力して、必ず実現します。

我々が社会に自己主張したいなら……

先づ社会に対し何等かの奉仕がなければならぬ。

何時までも他人の世話にならふと云念願は

それ自身を滅亡に導くことである。

保護法のあることは名誉にならない。」

「時に私共はいろいろな点から考て是非私共ウタリのものでして中等学校の必要を感じました遂に建設の幻を描いて其の建設に歩を入れたのが昨年〔大正十四年〕二月でした。」⁽²⁹⁾

②③はいずれも、「ウタリのため」「ウタリのもの」である中等学校の建設を願う文である。②は全道のアイヌ「有志」による「ウタリ大会」の開催の必要を述べる文章の中での言及であり、上述した遼星の記述や「全道アイヌ青年大会」の「建議事項」などもそうであったように、より高い階梯の学校教育の普及への要求を、他の様々な社会的要求の一環として提出している。①にいう「中等教育資金」が、③にいう学校建設までを念頭においているのか、学資援助の範囲のものなのか、は判然とはしないけれども、継続的な資金の積み立てを企図し実行していただきたいことはうかがえよう。また③は、ただに学校の必要を述べるのみでなく、「ウタリのもの」「ウタリ自身で建てなければなりません」との言葉を繰り返していることが特徴である。学校建設そのものの現実的な可能性のほどは極めて乏しいとしても⁽³⁰⁾、「ウタリ自身」による学校建設が、「社会に自己主張」するこ

(27) バチラー・ヤエ〔バチエラー八重子〕「故日川氏遺族へ感謝す」『ウタリグス』第1巻第7号、アイヌ伝道団、1921年9月。

(28) 牧童「御相談」『ウタリグス』第5巻第4号、アイヌ伝道団、1925年4月。「牧童」は片平富次郎の筆名だろう。

(29) 上は『ウタリグス』1926年8月号、アイヌ教化団、の表紙イラスト下の字句。下は同誌所収ヤエ・バチラー〔バチエラー八重子〕「幻の建設」に。帯広市立図書館所蔵吉田巖資料。

(30) しかしここで考慮すべきは、おそらくはバチエラー八重子らはそのような現実の諸条件は十二分に承知していたろうこと（だからこそ「幻」と述べたのだろう）、その上で敢えてこの希望を述べているだろうということである。③の表紙のイラストは二階建ての立派な校舎を描いているが、これも単なる絵空事として描かれたもので

と、「保護法」の存在を強く意識すること、を伴った主張であることは留意に値する⁽³¹⁾。

ここでこの時期におけるバチラーの教育活動の中心となったバチラー学園の事業について略述しておく⁽³²⁾。この学園は、中等諸学校に修学するアイヌの青少年男女を対象とした寄宿舎を設け、寮費・食費等は無償とし授業料を補助することを主たる事業としたもので、有志の寄付による基本財産で運営することを企図した。1922年バチラーの自宅(札幌市北3条西7丁目)に開設した「冬季学校」などに端を発し、1923年にバチラーと知己の関係にあった侯爵徳川義親らが開催したバザー等による収益により1924年同所に寄宿舎の建物が落成、当時は「アイヌ保護学園」と称した。1925年から毎年財団法人化を申請、1929年の財団法人化申請のさいバチラー学園と改称、1930年にバチラー学園後援会の設立があり、役員には徳川義親、新渡戸稲造、渋沢栄一らが名をつらねている⁽³³⁾。同年12月には宮内省から「御補助ノ思召」による金2000円の「下賜」を得る⁽³⁴⁾などして財源の基盤を形成し、1931年7月には財団法人の認可を受けている(これ以前に却下されてきたのは財源の不足が理由とされている)。バチラーの養女であった八重子をはじめ、『ウタリグス』誌の執筆者らの言論は、このようなバチラーの活動と深く関わっていたものと解すべきだろう。

こうした活動が行政側とのどのような関係のもとで展開したのか、実相は筆者にはよくつかめない。上述した「下賜」の件や、あるいはバチラーが道庁の囑託をつとめていた⁽³⁵⁾ことからすれば、学園サイドが行政との一定程度の協調姿勢にあったことは推測できる。しかし私設の事業が明らかに行政の施策よりも先んじた状態になっている状態は、行政にとって傍観あるいは単に奨励のみしておればよいというものでもなかったはずで、「恩賜」の投入には、そのようなニュアンスをも含んだ私設事業の掌握という意図をも考えるべきだろう。

はなく、実現の可能性の厳しさは承知しつつ、しかし希求する姿を描いたものだと思われ、筆者は考える。現実的な可能性の厳しさを知りつつも、本来あるべき、あるいはより望ましい状態を希求することを断念しない、という姿勢をここに見るべきだろう。

- (31) この点もまた、実際のバチラー学園の事業は徳川義親、渋沢栄一らの資本化や「篤志」家らの寄付に多くを依存していたことを念頭に置いて読むべき文であろう。
- (32) バチラーを牽引役とした聖公会のアイヌ教育事業は、当初(1880年代)は胆振、日高、十勝、釧路などの地域に初等教育機関を設けることが目立ったが、1900年前後からこれらの施設は順次廃止または公立の小学校に入れ替わるようになり、バチラーの教育活動は札幌における修学支援事業に絞られてくる。この過程は「北海道旧土人保護法」の成立・施行と軌を一にしているが、相互の連関も含めた聖公会のアイヌ教育活動の展開過程の検討は別途の課題としたい。
- (33) 同学園の沿革は『財団法人バチラー学園の概要』バチラー学園(発行年の記載を欠くが掲載している統計などから1932年と推測する)、『新札幌市史 第4巻通史4』札幌市、1997年、706～710頁、『昭和五年 恩賜録二』宮内省大臣官房総務課、宮内庁書機部図書課公文書係所蔵、「財団法人 バチラー学園」『紀元二千六百年記念 北海道社会事業団体誌』、北海道社会事業協会、1941年、などによる。創立当時の資金募集についてはバチラー(バチラー)『ジョン・バチラー自叙伝 我が記憶をたどりて』文録社、1928年、333頁以下を参照。学園の名称については、文献により「バチラー学園」と「バチエラー学園」の二通りが見られる(バチエラーの表記についても同様)が、本稿では学園発行になる文献の記述に従い「バチラー学園」とした。
- (34) 前掲『昭和五年 恩賜録二』、これは宮内省が1926年以降、毎年末に全国の「私設社会事業中特ニ出格ノモノ」を選んで行っていたもので、この年は十六団体に二千元または三千元ずつの「下賜」を行っている。『恩賜録』は、その選定が前年度の規模・路線を踏襲していることを述べ、「下賜」を伝える「達」の案文には「〔各団体の〕事業ノ成績ヲ被聞召御補助ノ思召」と皇室の「眼差し」を意識させる文言を記している。
- (35) 前掲『ジョン・バチラー自叙伝 我が記憶をたどりて』333頁。

2-2 付 他の育英奨学制度の動向

この項の最後に、この時期のいわゆる育英奨学制度の動向について、本稿の主題と関連する範囲で概観しておく。

全国的な動向としては、文部省の調査によれば育英奨学事業を行っている団体(民間、市町村、府県等)数は1923年で382、1927年3月末時点では602と増加しており、このときの「小学校優良卒業生に対する育英施設」は602団体中の248を占めている。「大正時代からは中等学校卒業生を対象とするものが多数設けられるようになった」という動向の中に「奨学資金」の創設を位置付けることは可能かも知れない⁽³⁶⁾。

道内のアイヌに対する、「奨学資金」制度および前述のバチラー学園以外の修学支援事業の存在については、今のところ筆者には未確認である⁽³⁷⁾。日本統治下のサハリン(樺太)では、アイヌの大学進学者に樺太庁が「奨学資金」を支給したとの新聞報道は確認できるが⁽³⁸⁾、その制度化については、これらの報道が樺太庁当局に奨学資金制度の創設の意向があると記してはいるものの、創設の有無は確認できなかった。

このほかでは、いわゆる被差別部落を対象とした「育英資金」を内務省が1923年に創設している。これは中央融和事業協会を介した事業として、中等教育以上の階梯(1937年以降に高等小学校進学者を加える)の諸学校に進学する者を対象とした。同協会も1930年12月に宮内省から1万円の「下賜」を受けている。支給の規模は1930年度末で総額188,921円、支給者837名であり、中等学校修学の場合で月額平均約26円の支給となっている⁽³⁹⁾。

(36) 引用箇所は関口隆克「育英事業の過去と将来」『文部時報』908号、1953年4月、1927年の団体数は『全国育英事業概況』文部省、1929年。「奨学資金」の創設は全国的な動向の中ではやや後塵を拝する時期に属することになる。

育英事業団体の把握については、文部省自身、事業主体の多様性や年月の経過による事業内容の変遷、記録の紛失などを理由に、「本事業の徹底的な調査は頗る困難」「本調査に當り成るべく正確な統計を得るため、再三府県当局等と照復を重ねて努力したが、予期の成績を十分収めることが出来なかったのは遺憾である」と記しており(前掲『全国育英事業概況』)、団体数の数値などの“正確性”には留保する必要がある。またあくまで印象の次元ではあるが、同じ文部省による『大正八年三月 全国育英事業施設状況』(調査は1917年)がどちらかと言えば単に育英事業の施設数と事業内容の紹介を主たる内容としていることに比べると、1929年の『全国育英事業概況』は「小学校優良卒業生」の「進学状況」「不進学状況」「不進学父兄の職業調」「貧困なる者の教養に関する施設」といった構成をとって、「貧困」等により進学を“断念”する層の存在を強く意識した、言わば体制防衛的な観点を強く滲ませているように筆者には思える。

育英奨学事業史の沿革および研究文献、資料、論文等については菅原亮芳氏(日本私学教育研究所)から多くの教示を受けた。また北海道大学大学院三上敦史氏からも資料の提供を受けた。

(37) 前掲『新札幌市史 第4巻通説4』は、1929年に札幌で「町田博士」による「アイヌ学院」の開校があった可能性を指摘している。同書が根拠としたのは1929年3月21日付『小樽新聞』夕刊の報道であるが、『十勝毎日新聞』ではほぼ同じ時期にはほぼ同じ内容の記事を「バチラー博士の経営せる札幌アイヌ学園」のことで報じており(「アイヌ児童に中等教育を施す」『十勝毎日新聞』1929年3月20日付。学園に入ることになった生徒の氏名などが『小樽新聞』と一致する)、『小樽新聞』記事はどこかの過程で「バチラー」が「マチダ」と誤信されたものとも考えられる。

(38) 「アイヌ向学青年に希望の窓ひらく」『樺太新聞』1937年5月12日付、など。

(39) 小島伸豊は、この中央融和事業協会による「育英」事業について、創設が全国水平社創立の翌年にあたることなど踏まえたうえで「部落民の自主的な運動が全国的に組織化されたことにより国家が運動の高揚に対して融和的な育英事業をもって対峙しようとしたもの」ではないかと指摘している(小島「被差別部落と人材育成 教育

Ⅲ 「北海道旧土人奨学資金給与規程」の施行の実態

3-1 制度の内容

「給与規程」の施行の実際を見るまえに、制度の内容について概観する。

〈手続について〉

「奨学資金」の給与を希望する場合は、毎年4月10日までに所定の書式の願書に履歴書、戸籍謄本、学校長の発行する入学証明書または在学証明書を添え提出することとなっている(「給与規程」第4条)。願書の宛先は道庁長官であるが、実際に提出するのは町村役場等である(同第8条)。また出願に先だって支庁・市役所において希望者を徴し、これを毎年1月20日までに道庁に報告することとしている(通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」)。願書そのものは本籍、現住所、氏名などを記入するのみであるが、願書を受理した町村役場・市役所では本人の「素行、性質、学業成績並ニ家庭ノ事情等」を「詳具シ進達」することとなっており、この「進達」の内容は出願に先だって支庁・市役所が希望者を徴するさい作成する書式とほぼ同様である。「学業成績」「家庭ノ事情」などは実質的には学校に書かせたろうと筆者は推測するので、申請する側が町村役場・市役所・学校という機関とどのような関係にあったか、ということが願書に添付する文書の内容ひいては願書提出の可否に大きく影響したのではないかと考える。

〈制度の周知〉

通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」は支庁・市役所に「同族〔アイヌを指す〕一般ニ周知セシメラルル」よう求めているが、後述するメディアの報道以外にどのようなことが行われたか筆者には掴めていない。確認できた限りのメディアの報道量からすれば、各々のアイヌにとって行政との関係がこうした施策に関する情報の入手の容易さ如何を左右した可能性が高い。

〈給与制であることについて〉

育英奨学金には、一般には貸与制と給与制があるが、「奨学資金」は「給与規程」が記すようにすべて給与制であった。これを他と対比しておく、1929年時点での文部省の調査によれば、道内での尋常小学校卒業業者に対する奨学金制度5つのうち貸与が2、給与が3であり、全国では貸与129、給与91(その他給貸与混在など19)となっている⁽⁴⁰⁾。「奨学資金」が給与制であったことについて、管見の限り為政者の側が特にその理由を述べた資料は見当たらないが、考えられる理由の一つは、これが「恩賜」の金員をもとに、その利子で運用するというかたちをとったことである。「恩

要求と奨学金制度」『解放教育』379号、1999年7月)。本稿の対象とする「奨学資金」の場合も、このころアイヌの言論活動の多様な展開をみていたことからすれば、同様の構図が成立する可能性があるが、今のところ筆者にはこの論点を検討する材料は本稿に述べた以上には無く、ここでは論点の提示にとどめておく。

被差別部落における「育英事業」については、この小島伸豊論文および各年度の『融和事業年鑑』によった。これらの文献ならびに関係資料等については、小島伸豊氏および朝治武氏から教示を得た。

(40) 前掲『全国育英事業概況』。

賜」の分配である以上、その返還を求めるのは趣旨にそぐわないという考え方はあり得るだろう(前述の被差別部落における奨学金制度も給与制である)し、利子による支給が可能な範囲で運用するかぎり、返還を求める理由も乏しくなるだろう。

とはいえ貸与制の導入に関する議論が皆無だったわけではない。この論点に関わって露呈した問題については後述する。

〈進学する学校について〉

以前にも指摘したとおり、通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」は、申請者の「入学スヘキ学校」について「本人ノ希望ニ委スヘシト雖モ現下ノ事情ニ鑑ミ成ルヘク農学校其ノ他ノ実業学校ニ入学セシメ」と述べ、実業学校への進学を奨励する姿勢を示した。「現下ノ事情」が具体的にどのようなことを意味するのか筆者には定かではないが、後述する1937年「北海道旧土人保護法」改正の際の通牒でもこの部分は同様の文言となっており、時事的な意味だけではないと筆者は推測している。通牒が「他日卒業ノ曉キ實際ノ業務ニ従事スルト共ニ一面同族ノ指導者ニ任セシムコト」と述べたことは、当局者がここで構想したアイヌの“理想型”は、ただ普通教育の階梯を進学していくのではなく、「実業」にいそしむことにあったと言うべきだろう。「同族ノ指導」ということも、当然に当局の意図するアイヌ「教化」の方向性を内包する言葉であろう。それらは進学者本人や周囲の者が修学の機会を考えるときの教育要求とどのように符合し得るのかという問題が、ここに生じることになる。

3-2 制度の変遷

この制度のその後の変遷を予め概観しておく。

政府・道庁は、1937年「北海道旧土人保護法」改正(3月30日公布、法律第21号)のさい、「給与規程」を廃止し、これを改正第七条および同法の施行細則(「北海道旧土人保護法施行細則」、1937年6月30日、北海道庁令第33号、以下「施行細則」とする)に組み込んだ。すなわち、第七条のうち「授業料」という文言を「必要ナル学資」と改め、その給与に関する規定を「施行細則」第21~28条に組み込んだ。

このとき「奨学資金」に、従来の共有財産からの拠出分のほか、新たに国費によるものが加わった。内務省が示した構想では、共有財産支出年額900円、国費支出も同額(ただし1937年度は年度途中での法改正、7月からの施行のため675円)とし、それぞれ一人月額15円平均で5人分、計10人分の予算となっている⁽⁴¹⁾。国費からの支出は、特設アイヌ学校の全廃にともない“浮いた”教育費の一部を転用したものと推測できる。もっとも「奨学資金」の総額については、1934年度以前も概ね1200円~1600円(後述の[表1]を参照)であり、受給者の人数にも大きな変動はないようなので、1937年度を境に大幅な拡充をみたということではなく、「恩賜」の資金の“負担”を軽減させたという方が適切な説明かもしれない。

(41) 「北海道旧土人保護法中ヲ改正ス」『公文類聚』第61編(1937年)第82巻賞恤二植教二。

また制度そのものに関する限り、「施行細則」の該当条項の文言は「給与規程」とおおむね同様であり⁽⁴²⁾、大きな変更は見られない。従ってこのときの変更点は、国費支出分が加わった点を除けば、独立した規程だった制度を「保護法」の中に明確に組み込んだことにあったと見るべきだろう。このことは、1930年頃から当局者内部で進行していた「北海道旧土人保護法」改正の検討作業の中で、1931年時点では、道庁が「奨学資金」制度の創設のほか「施行細則」の大幅改正、特設アイヌ学校数校の一括廃止などの施策を、「保護法」そのものの改正を伴わない範囲で行い⁽⁴³⁾、1937年の「保護法」改正をまって内務省・道庁が制度上の整序を図った、という過程と見ることができる。

このとき道庁が発した通牒「北海道旧土人保護法中改正ニ関スル件」(1937年6月30日、北海道庁学務部長から関係各支庁長関係各市町村長宛て、丑社第1124号。)の中に「奨学資金」に関する部分があるが、その内容はおおむね1931年の通牒と同様である。ただこちらは、「克ク〔申請者の〕個性ヲ調査シ適性ヲ誤ラザル様指導スルコト」との文言が加わっており、前述した、行政・学校サイドによる申請者に対する掌握如何という要素はより明瞭になったというのが筆者の理解である。

3-3 受給者について

「奨学資金」の受給者について、筆者が確認できた限りでまとめてみたものが[表1]である。1934年度までとそれ以降とで、得られるデータの具体性に差が著しいため、表を2つに分けた。ここから筆者が読み取ったことを列挙すると次のとおりである。

〈受給者の分布〉

受給者の出身地⁽⁴⁴⁾の市町村が統計に記されている1934年度までを見た限りでは、それらは幌別(現登別市)、静内、平取、門別、浦河、本別、幕別の7町村である。7町村はいずれもアイヌ人口の比較的多い地域ではあるが、それでも、比較的限定されていることは否めない⁽⁴⁵⁾。

これ以降における受給者や申請者まで含めた場合のことはわからない⁽⁴⁶⁾ので、あくまでこの範囲での判断と推測になるが、少なくとも制度発足時に分布の“偏り”が見られる点には留意が必要だと筆者は考えている。考えられる理由の一つは、地域ごとの進学者数の差である。例えば浦河町に

(42) 条文の文言の他では、「奨学資金給与台帳」「奨学資金支出簿」の書式を定めたことが変更点である。

1937年改正法と「施行細則」および後述する同年6月30日付通牒の条文については前掲小川『近代アイヌ教育制度史研究』、前掲河野『対アイヌ政策法規類集』を参照。

(43) 1930～31年時点では政府・内務省が「保護法」改正に消極的だった可能性がある。傍証としては1930年12月の北海道会予算委員会で同法を「改正スルト云フヤウナ噂」が話題に上った際の道庁社会課長の答弁の中に「是ハ〔内務省〕社会局ト致シマシテモ、成ルベクハサウ変ヘタクナイ、現在ノ法律ノ假デ出来ルナラバヤルヤウニシタイト云フ意向ガアルヤウデアリマシテ、私共トシマシテハ色々案モ作ツテ見マシタ、併シ社会局ノ意向モアルコト故〔後略〕」という箇所がある(1930年12月10日、『昭和五年北海道会議事速記録』、北海道議会図書室所蔵)。もっともこの点については、この改正過程の検討を行う必要があり、現段階では留保したい。

(44) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』などでは「住所」と記している(『北海道旧土人概況』にはこの項の記載はない)が、受給者の進学した学校は札幌や本州のものもあり、実際には「保護者」の住所と見るほうが相応しいと考え、ここではこの言葉を用いることにした。

(45) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』が掲載する1930年当時の町村別人口を概算すると、これら7町村の合計は4,305名で全道(15,683名)の約27.5%である。

(46) 例えば後述の資料に示すように、1935年には旭川市からの申請者がいることは確認できるので、申請者・受給者の地理的分布は当然にもここで述べたよりは広がりがあると推測できよう。

隣接した荻伏村(現浦河町内)では、この地域の特設アイヌ学校であった姉茶尋常小学校の記録には、1927～31年度の5ヵ年間で卒業生(30名)中の「高等科入学」はいないと記されている⁽⁴⁷⁾。個々の地域、家庭の経済条件と子どもの進学との連関の推測は慎重ではあらねばならいけれども、同村のアイヌは近代に入ってからそれまで暮らしていた海岸線などを追われて農耕には条件の厳しい土地に移り住んだとされる歴史⁽⁴⁸⁾は、このことと無縁ではなからう。

いま一つ筆者が考えているのは、前述した「全道アイヌ青年大会」や後述する「旧土人保護施設改善座談会」あるいは1930年から31年まで北海(道)アイヌ協会が発行した『蝦夷の光』1～3号の、参加者・寄稿者の分布との重なりである。幌別(知里真志保)を除く6町村は、これらの会合・機関誌に比較的多くの参加者を出し、あるいは吉田菊太郎(幕別)が北海(道)アイヌ協会の主幹をつとめるなど中心的な役割を果たす者がいた地域である。このことは、これらの地域での活動の担い手たちが、子供の進学にも比較的強い意欲と関心を持ち、行政への働きかけを含めた活動を展開してきたことの反映であろう。同時にこのことは、「奨学資金」の周知・申請に際しての上述のような行政・学校の関与の度合いからすれば、この分布の“偏り”は、このような施策ひとつひとつの獲得と施行をめぐるアイヌの活動と行政による掌握とが微妙な関係をなしていることをも示唆している。

なお進学した学校には道外のものが含まれている。道内外のいずれに進学するかで受給の可否の基準に差があったかどうかはわからないにせよ、少なくとも受給が可能であったことは確かである。このことは、進学しようとする本人にとっては、より多様な進路を選択できることを意味したろう。いっぽうで地域の「指導者」の養成という「給与規程」のうたい文句の一つからすれば、道外への進学はこれと齟齬を来す可能性の高いものだったのではないかと筆者は考える。

〈受給者の人数と受給額〉

受給している人数は表からうかがえる限りでは毎年おおよそ10ないし20名というところか。上述した1937年「北海道旧土人保護法」改正のさい内務省が示したのは、国費支出分、共有財産支出分ともに、それぞれ平均月15円支給の者5名、計10名という数字であり、表からその後の動向をうかがう限り、少なくとも1941年度まで概ねこの枠組みを維持していたようである。

申請者の数は筆者には掴めなかった。進学者の中での受給者の割合についても、先に掲げた断片的な統計しか知り得ない中では、高等小学校進学者の受給率はそう高くはないこと以外には何とも言い難い。

わずかに知り得たデータでは、1935年の新聞記事で「〔「奨学資金」には〕近來出願者が多くよほど優秀なる学業と体格を有せねば選考漏れとなり交付不可能とされてゐる」⁽⁴⁹⁾との報道がある。「近

(47) 伊藤明「公立姉茶尋常小学校の歩み」浦河町教育委員会、1972年(「アイヌ教育史 教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録」『北海道大学教育学部紀要』51号、1988年、による)。同校の1934年の「学校要覧」を典拠として記しているが、筆者は原資料は未見である。

(48) 伊藤明「アイヌ学校史 姉茶尋常小学校(浦河)を中心として」前掲「アイヌ教育史 教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録」所収。

(49) 「奨学に添はぬ旧土人の就職難」『旭川新聞』1935年1月30日付。本資料は黒井茂氏の提供による。

来」という表現は出願者がしだいに増加してきた様子を想像させる。

「給与規程」は毎年4月10日までに申請することを定めていながら、表では1932、33の両年度に明らかに年度途中からの受給者が見られる。この理由は筆者にはよくわからないが、支給開始時期が数名ずつ揃っているところがあるので、追加募集のようなことがあったのだろうか。

支給額は「給与規程」では一人一ヶ月30円以内とのみ定めているが、表からみて運用上は学校の種別ごとに金額を定めていたようである⁽⁵⁰⁾。道庁内に基準があったと考えられるが、筆者には未だ掴めていない。表のBとCは、同じ学校に修学しているのだが、支給額には差があり、修学していた課程、寄宿舎への入寮の有無、あるいは家庭の条件等による差を設けていた可能性もある。同じ学校に修学していながら年度途中で金額が変化しているケースについては、受給者が増えたためではないか(ただしこの場合、上述の「追加募集」の可能性との整合は難しくなる)、などいくつか可能性を考えてみたが、いずれも憶測の域を出ない。

「給与規程」制定当時の授業料は、例えば庁立実業学校(商業学校以外)で月3円50銭、庁立中学校で月4円50銭となっているが⁽⁵¹⁾、他に制服費、教材費、生活費(受給者の出身地と学校の所在地を考えると、中等諸学校への修学は寄宿も多かったろう)または通学の交通費などの経費⁽⁵²⁾を考えるとこの種別の学校に進学した場合の15円ないし20円という支給額は充分とは言えないだろう。受給者の回想記録は少ないが、「奨学資金」を受け、かつバチラー学園に入っていた場合でも家から仕送りが必要だったとの回想⁽⁵³⁾はある。

受給者の家庭の経済状態などについては利用できる統計的なデータは確認できなかった。後述する知里真志保については、第一高等学校進学(彼の受給は同校進学後である)以前の室蘭中学校在

(50) 前掲『旭川新聞』記事「奨学に添はぬ旧土人の就職難」は、この制度を説明する中で「大学専門学校程度は三十円、中等学校は十五円乃至二十円、小学生は二円程度の奨学費」と記している。

(51) 「北海道庁立学校授業料額」、1928年2月北海道庁告示117号にて改正、『チョインテーク式 現行北海道庁規程』、帝国地方行政学会、1928年、加除式(最終加除記録1930年)、北海道立文書館所蔵、による。

(52) 筆者の知り得た一例では、室蘭中学校の1936年度の「新入学生 対スル注意」は、

- ・「一年生ノ1ヶ月ノ学資概要」として、授業料4円50銭、校友会費40銭、父兄会費40銭、修学旅行積立金1円、学用品代90銭前後、計約7円20銭
- ・「第一学年入学ノ際ノ費用」として、入学科3円、制服代6円前後、制帽代1円前後、靴、巻脚半、上靴、運動靴代8円前後、武道用具14円(剣道)または3円50銭(柔道)、工作用具5円前後、教科書代概略12円(「参考」として2年は13円50銭、以下、3年15円50銭、4年13円、5年10円とある)、学用器具ノート辞書等10円前後、帽章1箇20銭

と記している(『北海道室蘭栄高等学校創立六十周年記念誌 希望は果なし』創立六十周年記念協賛会、1978年、による。317~318頁。用語などは原資料の記述に従った)。ここには通学費等は含まないし、これはおそらく学校が作成し配布した文書であろうから、実際にはこれ以外にも何かと出費のあることは予想できよう。

(53) 貝澤正「アイヌ民族の復権に生きる」『自主の道』15号、自主の会、1984年。ここでは貝澤『アイヌ わが人生』岩波書店、1993年、所収、による。

籍当時から経済条件が相当に厳しかった旨、評伝に記載がある⁽⁵⁴⁾。

3-4 「奨学資金」をめぐる議論

3-4-1 行政と新聞・雑誌など

「奨学資金」の創設時から施行後におけるその宣伝と報道を、新聞記事などから確認しておく。そこには行政による説明と、それらを含めたメディアの言説とが並存しているので、ここでは双方を一括して検討する。

〈「給与規程」制定当時の報道〉

「給与規程」制定は管見の範囲で道内の新聞の多くが報じている。記事の例を示す。

- ①「右は旧土人の子弟中向学の志に燃えながら学資に乏しく上級の学校に進学し得ない者に対して一人一箇月三十円以内を給与してその目的を達せしめ同族のリーダーたらしめんとするものであって之れが財源は明治十六年長くも明治天皇より三千元下賜になってゐたのが〔後略〕⁽⁵⁵⁾
- ②「今回北海道旧土人奨学資金給与規程が左記の通り制定されたが右は長くも明治十六年明治天皇陛下より全道旧土人に対し御下賜された教育資金から之を支出し〔後略〕⁽⁵⁶⁾

「恩賜」金がもともになっていることに触れている点、その際あくまで宮内省の拠出のみを述べている点（実際には文部省が2,000円、宮内省は1,000円を拠出している）が共通している。後者の点は1937年以降国費支出が加わった後の記事でも同様である。なお、北海道連合教育会の機関誌『北海道教育』にはこのときこの件に関する記事を確認できないなど、「奨学資金」創設は必ずしも各方面で大々的に報じられたとも言い難いことは確認しておかねばならない⁽⁵⁷⁾。

(54) 藤本英夫『知里真志保の生涯』草風館、1994年、51～76頁。

本稿では、未公開の文書等で秘匿すべき個人情報と判断した要素を含むものについては、利用に供されるべきではない資料と判断しいっさい触れていない。本稿の読者に対しても、関係資料については同様の配慮を望むものである。公開されている文献であっても、「奨学資金」の受給者個人の特定につながる要素については、本稿の叙述に必要最小限と判断したデータ（地域、修学した学校の種別など）以外はなるべく省略した。ただし知里真志保のみ、既に公開された評伝に受給の事実が再三記されており、かつ評伝刊行後相当な年月を経ていることに鑑み、例外的に個人名を挙げることにした。また既に公開された文献の中で当事者が記述している場合は同様に例外扱いとした。

(55) 「アイヌの子弟に奨学資金を給与／道庁で規程制定」『北海タイムス』1931年6月4日付。ここでは「三千元」と一括しているが、実際に宮内省が「下賜」したのは千円であり、もう二千元は文部省の下付である。

(56) 「土人の奨学金」『十勝毎日新聞』1931年6月19日付

(57) 道内の十勝、釧路などの地域単位の教育雑誌にも管見の限り記事はない。ただしこれらの雑誌は確認できた範囲では欠号が多く、掲載の有無については留保せざるを得ない。その上での仮定的議論としては、教育雑誌に掲載が少ないとすれば、それは「特設アイヌ学校」の漸次廃止など「近代アイヌ教育制度」の「解消」の進行に伴いアイヌ教育に対する関心が道内教育関係者の間で相対的に低下したためではないかと推測する。北海道社会事業協会機関誌『北海道社会事業』にも記事を確認できなかったが、これもこの時期発行された号の残存状態は不十分なので結論は留保せざるを得ない。

北海道アイヌ協会の機関誌『蝦夷の光』第3号(1931年8月)は、「ウタリー子弟の福音／育英資金給与規程公布さる」と題した記事を掲載し、見開き2ページを使って、①「奨学資金」の「財源」が「御下賜金」を淵源とすること、②従って「此の資金を受けて勉学に志す人々は深く此意を体し、拮居勉励、克く有終の美を完ふせん事を期待すること、を述べ、ついで「給与規程」の条文を掲げた⁽⁵⁸⁾。上記の新聞記事と共通する論調を確認できる。また、先に述べたこの制度の周知という問題にとっては、『蝦夷の光』を目にするか否かで差が生じたはずである。

〈受給者の存在の喧伝〉

では施行後の報道はどうだろうか。管見の範囲で目立つのは、受給者とりわけ知里真志保の存在のクローズアップである。すなわち、この制度を報じるに際して「目下右資金をもって勉学に勉めてゐるのは一高を経て東京帝大文科在学中の知里真志保君を始め〔後略〕⁽⁵⁹⁾」のごとくに述べたり、アイヌで「唯一」「初の」一高・東京帝大への進学者として知里真志保を紹介する記事の中で、彼の勉学を「奨学資金」が支えているのだと宣伝する記事⁽⁶⁰⁾などがそれである。

この姿勢は、メディアのみでなく、行政にも通じるものを見ることができる。例えば1937年「北海道旧土人保護法」改正法律案の帝国議会上程・可決にあわせて、道庁長官は「特に知里君兄弟と金田一助教授を晩餐に招待して、同族の実状を聴取せられ⁽⁶¹⁾」という一種のパフォーマンスを行い、当局者による改正法の説明を述べた中でも「奨学資金」について、「第七、現行法第七条〔中略〕之を「必要なる学資」に改めて、旧土人の優秀なる子弟の育英に一段と力を竭さんとするものである。古くは、コシャマインの様な英雄が、近くは、知里真志保君(目下東大文学部に学ぶ)の様な秀才が将来続々現れることを此の改正に依って期待し得ることは大きな楽しみではあるまいか⁽⁶²⁾」とのくだりがある。

だがいっぽうで、知里以外の受給者の、特に受給後の動向に関する記事はあまり見られない。たしかに官庁刊行物は、アイヌ「保護」政策を紹介する際は必ずといってよいほど「奨学資金」制度

(58) 執筆者名の記載はないが、文章の内容が前掲『北海道旧土人保護沿革史』と類似している点から、このとき既に道庁社会課にいた喜多章明ではないかと推測する。この雑誌の発行部数等は不明である。なお「拮居」は勉勵に働くことの意。

(59) 前掲「奨学に添はぬ／旧土人の就職難」。

(60) 「アイヌ族中の秀才、真志保君／一高中途退学の悲境から／奨学資金で蘇生す」『北海タイムス』1932年3月3日付、など。

受給者の中では知里のみが他よりも支給の開始がやや早い。あくまで筆者の推測であるが、いち早い受給は当局の奨励によるのかもしれない。これは知里自身の意思を確認できないままでの憶測に過ぎないけれども、「給与規程」の条文上では道庁へ回付される書類のうち申請する側が作成する書類は願書のみであり、押印は「保護者」のみであるから、受給者本人は申請の事実を関知しない可能性もあること、管見の範囲で知里自身の記録、回想の中には「奨学資金」に触れたものは見られないこと、は付記しておきたい。

(61) 岡部史郎「旧土人雑記(一) すらすら通過した保護法改正案」『北海道社会事業』第58号、1937年3月。岡部はこのとき道庁社会課長であった。

なお記事中の「知里君兄弟」は、知里真志保と、小樽高商に進学した兄の知里高央のことであるが、このような表現は、こう書けば敢えて名前やプロフィールを説明せずとも読者には一定程度通じるとの判断を前提にしているものだろう。このような点からも関係者における知里真志保らの存在の宣伝のされ方をうかがうことができよう。

(62) 岡部史郎「北海道庁社会課長」『旧土人保護法改正に就て』『北海道社会事業』第58号、1937年3月

を取り上げている⁽⁶³⁾。そこでは、「〔受給者は〕何れも聖恩に感激して^し〔こまめにつとめるさま〕として勉学を続けつゝある」⁽⁶⁴⁾との宣伝や、「〔育英事業〕は旧土人教化事業の最も顕著なる事例」⁽⁶⁵⁾といった言辭も見ることができる。しかし、為政者によるこのような自賛には、受給者の延べ人数や知里の例示以外に具体的な裏付けを見ることができない。このことは、為政者にとって「奨学資金」制度の“効果”を測定するもっとも明確な指標であるはずの受給者のその後の動向に関わる問題が反映していると筆者は考えている。この点については後述する。

3-4-2 アイヌの議論、関係者の議論

次に、アイヌの議論、およびアイヌ教育の関係者の議論を概観する。主たる論点を次の3つに整理した。

一つは、例えば「旧土人保護施設改善座談会」の席上でも「高等教育を受けしめることは私共としては心から冀ふことである」「何卒今後とも高等教育に関しては特段の御配慮を是非お願い致したい」⁽⁶⁶⁾など、その重要性を引き続き確認し主張する発言である⁽⁶⁷⁾。

二つめに、上記のような認識を前提としつつ、現行の「奨学資金」制度を不十分と見る議論がある。例えばジョン・パチェラーは、「家屋の問題も、衛生の問題も、要するに教育が無ければ改革が出来ないと思ひます」と述べ、次いで現行の「奨学資金」について「現在北海道庁のやっつゝるアイヌ児童の教育補助は僅に五円か十円であるが、これではまことに少ないので、よほど金のある者でなければ子供を教育することが出来ぬと思ひます。少なくとも一人の者に二十五円位出さねばならぬと思ひます」⁽⁶⁸⁾と主張した。

三つめに、実際に「奨学資金」を受け卒業したとして、その先の進路はどうか、当局のうたう「同族ノ指導者」なる社会的位置はどのように用意され得るのか、という問題である。この点に

(63) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』、『北海道旧土人概況』北海道庁、1936年、『北海道概況』北海道庁（各年版の発行があり、筆者が確認したのは敗戦前では1939年、1942年で（他の版は所在を確認できなかった）どちらにも言及がある。敗戦後では1947年の版（1943～46年は所在を確認できなかった）には言及があり、以後は記述から消え、アイヌ関係の記述そのものが減少する。

(64) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』277頁。

(65) 『昭和十七年 北海道概況』北海道庁、1942年、412頁。

(66) いずれも向井山雄（伊達）の発言。前掲「旧土人保護施設改善座談会」。

(67) ただし、筆者の感觸では、同じ教育の問題でも「特設アイヌ学校」の存在に象徴されるアイヌとシャモの「別学」制度に対する批判に比べると、議論の広がりには少ないように思う。例えばこの時期のアイヌの著作の中で貝沢藤蔵『アイヌの叫び』（1931年）など、「別学」制度批判は見られるものの高等小学校以上への進学の問題には言及していないものがある（この逆はほとんど確認できない）。本稿2-1で述べたアイヌの言論の中でも、中等教育の問題を強調するのはパチェラー学園の関係者に多いことも、このような議論の分布の一例であろう。この点は、前述したアイヌの中でのこの問題の関心の広がりや切実さ如何という要素と関わることだろう。また本研究紀要掲載山田伸一氏の論考の「全道アイヌ青年大会」の議論の検討も参照。

また従って、「奨学資金」はあくまで相対的にはあるが富裕な者を対象にした可能性に留意しておきたい。例えば高倉新一郎『新版 アイヌ政策史』（三一書房、1970年）は、この制度の創設を以てアイヌ教育政策の「その方針は量より質へ移って行った」と形容する（556頁）。しかし、原則としてアイヌ児童全体を対象とした授業料給与制度を含んでいた「近代アイヌ教育制度」を漸次的に廃止して比較的限定された者を対象としたこの制度を創設したことが、「量より質へ」と表現できるかどうかは疑問である。

(68) ジョン・パチェラー「アイヌ族保護の根本は教育にあり」『北海道社会事業』49号、1936年5月。

については、既に1922年の時点で「義務教育を終へ更に高等普通教育を受けた者の少数を占ひけれど現下の社会思想は未此等の者をして相当の位置待遇を与ふるを許さざるが如き悲しむべき状勢の存在を見るなり」⁽⁶⁹⁾など、シャモが圧倒的多数を占める「社会」の意識がアイヌの「立身」を阻んでいるとの指摘がある。

自己の意思として、あるいは周囲のアイヌの期待として、より高次の階梯の教育を望み、それがかなったとして、その後実際にどのような進路があり得るのか。まして「給与規程」では道庁自身が「指導者」養成という目的を掲げた以上、行政側自身がその結果を問わざるを得ない。「旧土人保護施設改善座談会」の席上でも、道庁社会課長が「〔奨学資金〕について」現在学費を只やってみるのですが、この方法より貸付けて三箇年経ったら返させる。一般どこでもさういふ方法を執ってゐると思うが、さういふ方法を執ったら如何ですか」と述べたことをきっかけに議論がこの論点に及んだ。すなわちこれに対し、アイヌの出席者で「さういふ風になされた方が宜しいと思ふ」と答えた者もいた(向井山雄)が、「高等教育を受けたところの同族が学校を卒業して就職口がない。斯うした例が二三見受けられるのです」とし、「恰も師範学校を卒業するやうな工合に、高等教育を受けさせて道庁当局が就職の斡旋をしてやる」との意見も提出されている(小川佐助)。また静内町長は、「学校を出てから借りた金を返すだけの物質的の働をするやうに社会が迎えるかといふとさうは行かない」「さういふ意味〔か〕ら卒業後三年間でこの金を返せといふことは、非常に望み得ない」とし、具体的な例として「現に本年三年間も給与を受けて、私の町内から二人〔中略〕農学校を卒業させて頂いた。之に対して私共は何か〔庁立農業〕試験場に入れて実習をさせて〔中略〕と思つてお願いしたが、どうしても容れられない。〔中略〕郷里の状況ではさういふ学校を出たからといって、直に迎えるだけの余裕がない」⁽⁷⁰⁾と述べる。この問題については別な場でも、「〔アイヌ〕人ニ教育ヲ施シマシテ一番困リマスコトハ〔アイヌ〕人ハ卒業イタシマシテ職ヲ得ル關係ガ非常ニ容易デナイ、殊ニ高等ノ職ヲ得ルコトニ容易デアリマセヌ、ト云フコトニ対シテ多少ノ困難ヲ感ジマスガ、サフ云フコトハ矢張り行政庁アタリデ漸次世話ヲシテヤリタイト思ヒマス」との言を見ることが出来る⁽⁷¹⁾。では「行政庁」はそのような「世話」ができるのか。管見の限り道庁らがそのような措置を行った記録を見出せない。先の静内町長の発言は、市町村でも「就職の斡旋」はなされなかったことを意味しよう。小川佐助の言と行政の言とが同じ認識に立つものかどうかは措くとしても、「給与規程」がうたった教育・学歴を通じた社会的位置の上昇という構図は、ここで

(69) 吉田巖「アイヌ調査書」『吉田巖資料集 8 帯広叢書第42巻』、帯広市教育委員会、1999年。原資料は吉田巖が啓明会に提出した原稿の控。引用箇所の執筆は1922年。

(70) 前掲「旧土人保護施設改善座談会」。

(71) 帝国議会貴族院旭川市旧土人保護地処分法案特別委員会における政府委員・道庁長官佐上信一の発言、1934年3月7日。「旭川市旧土人保護地処分法案特別委員会議事速記録第一号」による。

自ら袋小路状態に至っていたのである⁽⁷²⁾。

IV むすび

以上、「奨学資金」制度について検討してきた。概観や推察にとどまらざるを得ないことも多く、制度の「終焉」の確定⁽⁷³⁾など基礎的事実の解明の部分でも今後の課題を残さざるを得なかった。それでも、一定の基礎的事実の確定を行い、為政者の喧伝ぶりの実際を検討したことによって、既往の研究における、制度の存在のみを指摘するか、その「天恩」の喧伝ぶりによる「統合策」としての機能を強調しがちな状態は打破し得たと考える。

最後に、あらためて次の2つの側面についてまとめてむすびとしたい。

〈アイヌの教育要求とアイヌ教育政策の相克〉

「奨学資金」をめぐる為政者とアイヌの相克について、おおよそ次のような見取り図を描くことができよう。すなわち、為政者は「部落指導者」の育成、あるいはアイヌの「天稟ノ才能」の育成を掲げた。前者は地域で農業などの「実業」にいそしむことを求めるものであり、後者は受給者の存在を通じてアイヌ教育の「成果」を誇りつつも、実質的には、特定の人物(具体的には知里真志保)の宣伝に終始した。いっぽうアイヌの要求は、限定された人数の「エリート」ではなく、より多くの者に高次の普通教育あるいは実業教育を受けさせること、地域の「指導者」育成をうたうことに対しては受けた学歴に見合う「就職」(実社会での“機会均等”)を求めること、を含んでいた。そしてそのいずれも、実現させることはなかった。なお更に、受給者個々の意識、志向は、これらの要求のいずれとも異なった位相にあった可能性があることを留保しておくべきである。

〈「恩賜」の喧伝をめぐって〉

「奨学資金」が「下賜」金をもとにしていることについては、一定程度の喧伝を見ることができ

(72) なおこの問題の検討のさい本来欠いてはならないのは、当の受給者の意思である。もとより周囲には「道庁から奨学資金を受けた者が、まず同胞開発指導の意味からその任に当るようにして貰えたらどんなに幸福だか」(江賀寅三「アイヌ保護に関する最近の所感」『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』北海道企画センター、1986年、執筆年の記載を欠くが、前後の記述から1938~40年頃と推測する)との如き“期待”があった。本文に引用した資料に見られるように、当局に「就職の斡旋」を求める議論もあった。だが当の受給者が、そのような「斡旋」をよしとしたのか、あるいは意識的にアイヌの「指導者」たることを考えたのか、は別個の問題であろう。いかなる立場、場面にあっても、「同胞」の存在を意識することと、「給与規程」がうたうような、ないしはアイヌの言論に見られるような「指導者」の位置に就くこととは、当然ながら同じではない。既に繰り返し述べているように、受給者の意思の在り様を示す記録を確認できなかった本稿の検討では、この問題については論点の留保にとどまるしかない。ただここでは、管見の資料からうかがえる限り、実質的には受給者個々人が個別の努力により進路を切りひらくよりなかつたろうこと、「就職の斡旋」を求めるにせよ個人の力で“立身”を図るにせよ、それはこの時期のアイヌの言論が繰り返し主張した「人種差別の撤廃」を強く意識せざるを得ないものだと、いうこと、を確認しておきたい。

(73) 「奨学資金」制度は、おそらく戦時下の財政措置の中で廃止になっているが、その時期、事情の解明については小川『近代アイヌ教育制度史研究』のときから進捗を見ていない。すなわち、厚生省(1938年厚生省の発足に伴い、政府レベルでのアイヌ「保護」の担当は内務省社会局から厚生省となる)の予算を見ると1943年度の予算要求には「北海道旧土人保護費」の項および「教育費」の目があるが、44年度には「北海道旧土人保護費」そのものを見ることができない。道庁サイドでは、1942年の『北海道庁公報』『北海道社会事業』には「学資補給」の募集を見ることができるとは、1943年は未確認である。

る。この時期、政府・道庁のアイヌ「保護」の具体的な施策の中で「下賜」に財源を求めることが出来るものは他になかったことを考えれば、知里真志保というアイヌの「英才」の勉学を「恩賜」の資金が支え、受給者はいずれも「天恩」に「感激」して勉学に励んでいる——という構図を宣伝することは、当のアイヌはもとより、何よりもシャモに対するアイヌ「保護」のあるべき状態を喧伝する効果があった⁽⁷⁴⁾。

しかし実際には、「奨学資金」の喧伝は量的にも多くはなく、一般的な制度と受給者の存在を述べるか、知里真志保という特別な事例の強調が目立つのであって、「奨学資金」の「成果」を具体的に報じたケースは見られないのである。そこには、「指導者」育成をうたいながら、「就職難」という構造を行政も打開できない、という隘路があった。「奨学資金」をめぐる為政者の喧伝のさまは、実はこのようなアイヌ教育の袋小路のような状態ゆえのものではないのか。「奨学資金」という具体的なものを通じた「恩賜」の喧伝は確かに「天恩」のありかを直接に提示できる点で“効果的”だろうが、しかしその施策が即自的な効果を期待され、しかもそれが果たせない、という状態をも見ておくべきだろう。そしてこの状態こそが、「一視同仁」「一君万民」の実態を示すものだと筆者は考える。

さらにこのことから筆者が提示しておきたい仮説は二つある。

一つは、1883年の「下賜」に端を発するアイヌ教育への「下賜」金の具体的な機能如何という問題である。前稿⁽⁷⁵⁾で筆者は、この「下賜」金は具体的な使途を得ぬままに1931年に至ったことを指摘した。そして本稿では、ようやく「奨学資金」という使途を掲げた後も、当局者が意図したような「指導者」育成などの機能は果たし得なかったことを指摘できる。それはすなわち、アイヌ教育政策史上における初等教育の普及（就学率の急上昇はおおよそ1900～1920年の間に実現した）などにおいて、「下賜」金が具体的に果たした役割は限定されているということの意味するのではないか。たしかにアイヌ教育における「恩賜」の喧伝はアイヌに対するのみならず、むしろシャモに対する宣伝を含めた機能を果たしたろう。しかし後年において、そのような喧伝のさまのみを強調するとすれば、「恩賜」金の意味を過大にとらえかねない陥穽にも通じると思うのである。

二つめに、高等小学校以上への進学、そしてそうした学歴を通じての社会的「地位」の上昇といったことがらも、確かにいくつかの「保護」「補助」政策の存在があり、金員の支給はあったけれども、それらが限定的なもの、あるいは袋小路的な構造にとどまる下で、実質的には他ならぬアイヌ自身の努力によってこそ達成されてきた、という歴史像を構想すべきである⁽⁷⁶⁾。

(74) シャモへの宣伝として見た場合、アイヌが実際にどの程度「聖恩に感激」しているか、「勉学に励んで」いるか、その後「指導者」としての進路を歩んでいるか、といったことは宣伝の受け手にとっては切実な問題ではない、という構図をも思わねばならない。

(75) 前掲小川「1883年におけるアイヌ教育「資金」の「下賜」「下付」について」。

(76) このことは、筆者が『近代アイヌ教育制度史研究』において、小学校教育の普及について、それは為政者が自賛したような「近代アイヌ教育制度」の成果ではなく、他ならぬアイヌ自身の意識と行動の所産だと述べた(384頁)ことと関わっている。

[付記]

・本稿の作成に際して、以下の諸機関・個人から資料の所在、調査、閲覧等に関して教示ないし便宜を受けた。記して感謝したい。

黒井茂 山田伸一 中静未知 小島伸豊 菅原亮芳 三上敦史 竹々原幸朗 朝治武

宮内庁書陵部図書課公文書係 帯広市立図書館 北海道立文書館 北海道立図書館

またモニターとして本稿を読んで下さった方々からも重要な指摘を多く受けた。記して感謝したい。

表1 「奨学資金」受給者名簿

① 1934年まで

	氏名	性別	出身地	生年・月	在学学校名	支給開始	1932年度	1933年度	1934年度
1	A		幌別村(胆振)	1909. 2	高等学校→帝国大学	1932. 3	25円×12	25円×1,30円×11	30円×12
2	B		静内町(日高)	1916. 6	庁立農学校	1932. 5	15円×11	15円×12	15円×12
3	C		静内町(日高)	1915. 1	庁立農学校	1932. 5	20円×11	20円×12	20円×12
4	D		門別村(日高)	1917. 12	庁立中学校	1932. 5	17円×11	17円×12	なし
5	E		平取村(日高)	1917. 5	私立商業学校	1932. 5	15円×11	15円×7,5円×5	5円×12
6	F		平取村(日高)	1918. 3	私立商業学校	1932. 5	15円×11	15円×7,5円×5	5円×12
7	G		本別村(十勝)	1917. 11	裁縫女学校	1932. 7	10円×9	10円×12	10円×6,5円×6
8	H		浦河町(日高)		高等小学校	1932. 5?	2円×11	2円×12	なし
9	I		静内町(日高)	1919. 4	高等小学校	1932. 9	2円×7	2円×12	なし
10	J		幕別村(十勝)	1919. 7	高等小学校	1932. 9	2円×7	2円×12	なし
11	K		幕別村(十勝)	1920. 1	高等小学校	1932. 9	2円×7	2円×12	なし
12	L		本別村(十勝)	1916. 11	裁縫女学校	1933. 4		10円×12	5円×12
13	M		浦河町(日高)	1920. 12	高等小学校	1933. 11		2円×5	2円×12
14	N		浦河町(日高)	1921. 2	高等小学校	1933. 11		2円×5	2円×12
15	O		浦河町(日高)	1920. 6	高等小学校	1933. 11		2円×5	2円×12
16	P		静内町(日高)	1921. 2	高等小学校	1933. 11		2円×5	2円×12
17	Q		静内町(日高)	1920. 8	高等小学校	1933. 11		2円×5	2円×12
18	R				裁縫女学校	1934. 4?			5円×12
19	人数計						11	17*	13*
20	金額計						1,358円	1,625円	1,194円

「北海道旧土人奨学資金給与規程」(1931年)について

② 1935年度以降

年度	その年度における受給者の内訳	受給者合計(人)	その年度までの卒業者の内訳	卒業者合計(人)	出典
1935	東京帝国大学 1 商業学校 2 中学校 1 高等女学校 2 女子職業学校 1 高等小学校 6	13	農業学校 2 中学校 1 裁縫女学校 3 高等小学校 9	15	『日本社会事業年鑑(昭和十二年版)』
1939	私立大学 1 中等学校 4 洋裁学校 1 高等女学校 2 高等小学校 3	11			『昭和十四年北海道概況』ただし調査年は推定
1940	中央大学 1 中学校 2 農業学校 2 商業学校 1 高等女学校 2 洋裁学院 1 高等小学校 10	19	東京帝国大学 1 中学校 3 農業学校 3 裁縫女学校 4 高等小学校 50	61	『北海タイムス年鑑 昭和十六年版』
1941	私立大学 1 男子中等学校 5 洋裁学校 3 高等女学校 1 中野無線電信学校 1	11			『昭和十七年北海道概況』
(制度解消まで**)			帝国大学 1 私立大学 1 高等獣医学校 1 農業学校 12 男子中等学校 5 商業学校 3 女子中等学校 5 女子裁縫学校 6 自動車訓練学校 2	36	「北海道の先住民の保護」(「日本における差別防止とマイノリティー保護に関する報告書」、1951年9月、日本国政府)、伊地知紀子「(資料紹介) 日本のマイノリティー」『部落解放研究』第75号、1990年8月

凡例：・学校名の表記は出典の記載に従った。このため年度により表記に異同がある。

・①の各年度の支給状況は、「支給された月額」×「支給された月数」を示す。

注：・『北海道旧土人概況』(北海道庁、1936年)中の「北海道旧土人共有財産支出額調」によれば、1933年度の「給与実人員」は18名、1934年度は14名となっている。

・「補助によって中等または高等教育を受けた人数」である。高等小学校を含まないのはこのためと推測する。

On the Hokkaido Kyudojin Shogaku-sikin Kyuuyo Kitei (Regulations for Scholarships for Hokkaido Natives) enacted in 1931

OGAWA Masahito

Summary :

This paper investigates the outline and implementation of the system of scholarships for Ainu students to go to secondary and further education established by the Hokkaido Government in 1931.

It is difficult to determine exactly why scholarships were established at that time. Possible reasons include the rising rates of school attendance among Ainu children and an increasing enthusiasm for secondary and further education.

Information and connections with Government offices influenced applications for this scholarship. Early recipients generally came from the same areas as the leaders of Ainu movements in 1920's~1930's. This is perhaps because these leaders were enthusiastic about further education and because Ainu activities in those days were characterized by the participation of Government agencies.

The origin of this scholarship was a grant by the Imperial Household Agency and the Ministry of Education in 1883. The Governments portrayed this scholarship as a blessing from the Imperial Household. Such statements, however, were far from the recipient Ainu youth's consciousness.

However, there are no official reports about how the recipients fared later except for CHIRI Mashiho who went on to Tokyo Imperial University. This is because discrimination against Ainu people was deep-rooted, and the government themselves were part of this. The advancement in the position of the Ainu people was not due to charitable policies but was the fruit of the struggle of Ainu people themselves.

Key Words : Ainu Modern History, History of Ainu Education, Regulation for the Scholarship for Hokkaido Natives, Scholarship, The Emperor (Ten-no) System in the Modern